

長浜教区部落差別問題協議会規則

(目的及び設置)

第1条 教化基本条例第5条第2項に基づき、長浜教区に部落差別問題協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(業務)

第2条 協議会は、教化基本条例第5条第2項の目的を達成するため、教区及び組と連携を密にし、次に掲げる業務を行う。

- (1) 部落差別問題に関する研究と調査
- (2) 部落差別問題に関する研修の計画と遂行
- (3) その他必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、部落差別問題協議会委員（以下「委員」という。）25名以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は次の各号とする。

- (1) 各組から選出された者
 - (2) 教区教化委員長が推薦した者
- 2 委員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 3 委員に欠員が生じたときは、これを補充することができる。
 - 4 補充による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会議の議長となり、会務を統理し、本会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(常任委員会)

第6条 協議会に、常任委員会を置くことができる。

- 2 常任委員会は、協議会から付託された事項を審議する。
- 3 常任委員会は、会長、副会長及び委員の中から会長が指名した者5名以内で組織する。

4 常任委員会は、教区教化委員長の同意を得て、会長が招集する。

(招集)

第7条 協議会は、教区教化委員長の同意を得て、会長が招集する。

(出席)

第8条 教区教化委員長及び教務所員は、何時でも会議に出席し、意見を述べることができる。

(規則の変更)

第9条 この規則を変更しようとするときは、教区会並びに教区門徒会の議決を得なければならない。

附 則

1 この規則は、教区会及び教区門徒会の議決を得て、2020年6月1日から施行する。